

## 第4期島根県竹島問題研究会 のあゆみ

### はじめに

島根県では、平成17年3月の「竹島の日を定める条例」制定を受け、同年6月に、竹島問題に関する調査研究の拠点として、島根県竹島問題研究会を発足させました。

竹島問題研究会は、県内外の多岐にわたる分野の専門家で構成され、これまで4期10年にわたって活動が続けられてきました。

平成29年6月から令和2年3月まで設置された第4期研究会では、史実や資料に基づく客観的な研究を更に深め、韓国側の主張に対する反論や国民世論の啓発に資するための様々な取り組みが展開されたところです。

昨年には、第4期研究会の研究成果をまとめた最終報告書が発行され、竹島問題研究の資料として幅広く活用されるとともに、竹島問題への理解が深まることが期待されています。

今回の特別展示では、第4期島根県竹島問題研究会の活動のあゆみを振り返ります。

# 研究会設置概要・委員紹介

## 第4期竹島問題研究会設置要綱

(設置)

竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第4期島根県竹島問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(活動内容)

研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

一、竹島問題に関する客観的な研究 二、竹島学習の推進のための検討 三、研究成果のとりまとめと県内外への発信

四、竹島問題啓発資料の作成 五、その他研究会が必要と認める活動

(組織)

研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

(分科会)

研究会に専門の事項を調査検討するための分科会を設置することができる。

(庶務)

研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(運営)

研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。



▲設置要綱の全文はこちら

## 第4期竹島問題研究会委員（各委員の役職は2020年3月時点に掲載）

### 石橋 智紀

民間研究者（江津市）

「瀬脇寿人（手塚律蔵）と彼をめぐる人たち」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 伊藤 由実子

島根県教育センター指導主事

「竹島問題に関する学習」推進検討部会委員  
（「学習指導要領の改訂と「竹島に関する学習」の取り扱いについて」、2020年）

### 内田 文恵

松江市歴史まちづくり部史料編纂課主任編纂官

島根県が2018年に寄贈を受けた「大谷家文書」（17世紀に竹島で漁をしていた大谷家の史料）553点の翻刻に取り組む

### 佐々木 茂

NHK文化センター 講師

「学習指導要領の改訂と「竹島に関する学習」の取り扱いについて」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 下條 正男

拓殖大学国際学部 教授

「羊頭狗肉、東北アジア歴史財団編『日本の偽りの主張「独島の真実」』について」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 曾田 和彦

大田市立志学中学校 校長

島根県竹島・北方領土問題教育者会議会長、「竹島問題に関する学習」推進検討部会委員  
（「学習指導要領の改訂と「竹島に関する学習」の取り扱いについて」、2020年）

### 塚本 孝

元東海大学法学部 教授

「大谷家文書「乍恐申上候口上之覚」——“両島渡海禁制”に関連して」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 永島 広紀

九州大学韓国研究センター 教授・副センター長

「「内政」化する日韓の「外交」—公文書の往来状況に見る統監府「保護」下の大韓帝国—」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 中野 徹也

関西大学法学部 教授

「地理的近接性に基づく領域権原取得の可能性」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 原田 環

県立広島大学 名誉教授

日韓歴史共同研究委員会委員  
第12回「竹島の日」記念行事、竹島・北方領土返還要求運動県民大会記念事業（講演会）「竹島と韓国ナショナリズム」（2017年）

### 藤井 賢二

日本安全保障戦略研究所 研究員

「竹島漁業と1970年代の竹島問題」（第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書、2020年）

### 船杉 力修

島根大学法文学部 准教授

平成31（2019）年度第2回竹島問題を考える講座「明治後期における竹島のアシカ漁業—明治38（1905）年竹島島根県編入前を中心として—」

### 升田 優

島根県竹島問題研究顧問

令和2（2020）年度第2回竹島問題を考える講座「「竹島の日」を定める条例」制定の軌跡」

### 山崎 佳子

民間会社 社員

「隠岐島前竹島問題調査報告（協力：杉原隆）」（第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書、2019年）


### 吉田 貴弘

隠岐教育事務所 所長

島根県竹島・北方領土問題教育者会議副会長、「竹島問題に関する学習」推進検討部会委員  
（「学習指導要領の改訂と「竹島に関する学習」の取り扱いについて」、2020年）

# 活動記録

第4期竹島問題研究会は、平成29年6月から令和2年3月まで活動を行いました。  
会議の内容や資料は、Web竹島問題研究所で見ることができます。

会議内容等はこちら▶ 

回	日にち	資料
第1回	平成29年6月11日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期竹島問題研究会設置要綱</li> <li>・第4期竹島問題研究会の運営</li> <li>・「竹島問題に関する学習」の推進検討部会設置要綱(案)</li> <li>・「竹島問題」に関する標語の募集(案)</li> <li>・韓国側の対応について</li> <li>・韓国中学校歴史クラブからの手紙</li> </ul>
第2回	平成29年10月29日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独島教育の副読本『独島を正しく知る』(東北アジア歴史財団編)の問題点</li> <li>・「竹島問題に関する学習」推進検討部会について</li> <li>・隠岐諸島における明治期竹島漁撈と漁業史—公式編入前史—(2)島前から島後へ</li> <li>・「竹島問題」に関する標語募集入賞作品の決定及び表彰について</li> </ul>
第3回	平成30年3月11日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島問題の現状と課題</li> <li>・「竹島問題に関する学習」推進検討部会第1回検討部会の報告</li> </ul>
第4回	平成30年6月10日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北アジア歴史財団編『独島体験行動誌』の課題</li> <li>・東北アジア歴史財団編『独島領土主権と海洋領土』の問題点について</li> <li>・平成30年3月告示の高校学習指導要領における「領土等国土に関する指導の充実」の扱いについて</li> <li>・国際共同研究支援事業(領土・主権・歴史調査研究支援事業)について</li> </ul>
第5回	平成30年10月21日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史戦争」を挑発し始めた北朝鮮と韓国</li> <li>・独島体験館と国立中央博物館の企画展について</li> <li>・「竹島問題に関する学習」推進検討部会について</li> <li>・大正元年の安来博覧会付属水族館で展示された竹島のアシカについて</li> <li>・北海道新聞連載記事「海と国境」について</li> </ul>
	平成31年2月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期島根県竹島問題研究会の研究成果を知事に中間報告</li> </ul>
第6回	平成31年3月10日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保坂祐二・徐敬徳・朴起台三氏の問題点</li> <li>・北海道新聞社連載記事「海と国境第3部日韓のトゲ」について(2)</li> <li>・韓国の中学校から県内の中学校へ届いた竹島に関する葉書への対応</li> <li>・大谷家文書の県への寄贈</li> <li>・第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書の知事提出</li> <li>・竹島問題啓発ブックレットの作成のお願い</li> </ul>
第7回	令和元年6月16日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒唐無稽な東海併記論の論拠</li> <li>・元禄九年の竹島渡海禁制と松島——最終報告書の構想(メモ)</li> </ul>
第8回	令和元年10月20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海呼称問題について(事実無根の韓国側の主張)</li> <li>・第3・4回「竹島問題に関する学習」推進検討部会の報告について</li> </ul>
第9回	令和2年1月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・李栄薫編著『反日種族主義』所収の「竹島問題」について</li> </ul>
	令和2年2月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期島根県竹島問題研究会の研究成果を知事に最終報告</li> </ul>

# 『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』研究レポート

タイトル

隠岐島前竹島問題調査報告

執筆者

山崎佳子、杉原隆

概要

明治38(1905)年の公式編入以前に行われていた隠岐の人々による竹島漁獲の実態を、隠岐における竹島問題研究のこれまで主流であった島後の調査に加え、島前に重きを置いた調査の報告を行うことで新たな視座から光を当てるとともに、公式編入に至る過程として考察したもの

目次

はじめに ー公式編入前史ー

I. 調査の概要

1. 調査の目的 2. 調査の対象 3. 調査の方法 4. 調査の時期

II. 竹島に渡航した島前の人々(山崎)

1. 西ノ島 2. 中ノ島(海士町)

III. 鬱陵島へ渡航した島前の人々(杉原)

1. 西ノ島と竹島、鬱陵島  
2. 中ノ島(海士)と竹島、鬱陵島  
3. 隠岐・竹島・鬱陵島での潜水器漁業

IV. 島前から島後へ(山崎)

V. 結果と考察(山崎)

おわりに

資料

1. 戦後の出版物中の島前からの竹島出漁者
2. 島根県所蔵資料から確認できる明治36-38年の島前からの竹島出漁者
3. 外務省外交史料館所蔵資料から確認できる明治期の島前からの鬱陵島渡航者名
4. 主な竹島関連地域
5. 現地調査記録
6. 島前関係者所蔵の写真
7. 隠岐現地調査の年表(抜粋)



鬱陵島に最初に定住した日本人は隠岐西ノ島宇賀村(島前)の脇田庄太郎で明治25(1892)年のことである。

あとを追うように明治27(1894)年宇賀村物井の真野哲太郎が、隠岐4郡が共同で山口県から購入した鱻(ふか)漁用の改良丸を借りて渡航した。さらに彼は明治30(1897)年にも鬱陵島に渡り、島周辺のカナギ漁でアワビ、海草類を漁獲した。江戸時代には竹島、鬱陵島へ渡航する隠岐の起点は穩地郡北方村の福浦(島後)だったが、明治期は知夫郡宇賀村物井港(島前)になったと『隠岐誌』は記している。

明治30年4月28日『松江日報』の記事「鮑の養殖と探検」には当時隠岐沿岸で潜水器漁業をおこなっていた中井養三郎が黒木村(島前)の中西松太郎等の協力を得て鮑の人工養殖を試み、明らかに現在の竹島のことである「隠岐国を距る百哩位沖合に当り大なる暗礁ありとのことを聞き之の探検をなさんと決心している」とある。

中井は西ノ島(島前)に知人を持ちながら島後の西郷町に住みつき明治37(1904)年「りやんこ島領土編入並貸下願」を明治政府に提出し承認を得ると、アシカ猟に転身し明治38(1905)年島根県からアシカ漁撈の漁業権を獲得した。

その他、西ノ島(島前)と竹島、鬱陵島が古くから結びついていた史実が次々発見されている。

タイトル 領域紛争における地図の取り扱い

執筆者 中野徹也

概要 近年の国際裁判例の検討を通じて、地図の取扱い、とりわけその証明力についての考え方に変化が生じたと言いうるか否かを考察したもの

## 目次

### 目次

1. はじめに
2. 地図の証明力
3. 地図の証明力に影響を及ぼす諸要素
  - (1) 出所
    - ①公式および準公式地図
    - ②私的地図
    - ③出所不明の地図
  - (2) 縮尺
  - (3) 品質
  - (4) 他の地図との一貫性
  - (5) 当事国の対応
  - (6) 作製時期
  - (7) その他
4. おわりに

### 地図の取扱い、とりわけその証明力についての考え方に変化が生じたと言いうるか・・・

国際裁判所は、「他の証拠によって得られた結論を確認あるいは補強するという限定的役割のみを果たしうるとの抑制的な見方ないし立場」を堅持している。

他方で、「裁判所は係争領域に関する当事者の意思を確認するものとしての地図の証拠価値をより重視するようになってきている」ことも確かである。とりわけ、領域権原となる証拠がない、または不足している場合には、地図が決定的な証拠となる可能性を示唆した国境紛争事件判決は、その証左となるものである。こうした可能性があるからこそ、紛争当事国は、国際裁判所に大量の地図を提出し、裁判所もしかるべき対応をしてきた。

海図が決め手に

マンキエ・エクレオ事件で、国際司法裁判所は、全員一致で、マンキエ・エクレオに対する主権はイギリスに帰属すると判示した。国際司法裁判所は、その根拠の1つとして、在ロンドンフランス大使が、イギリス外務省に送っていた書簡と同封されていた海図に言及している。海図は、両国の漁民が排他的な漁業権を有する範囲を画定するために作成されたものだった。その書簡は、フランス海軍大臣がフランス外務大臣に宛てたもので、マンキエは「イギリスが占有している“possédés par L'Angleterre”」と記していた。また、同封の海図の一つは、マンキエ全体とエクレオの一部をイギリス領と記載しており、その他は無主地とみなされていたことをうかがわせる内容だった。

フランスによれば、このやりとりは、結局のところ合意にいたらなかった交渉の過程で行われている。したがって、書簡の記述や海図の表示を、フランスに対して援用することはできない。しかし、ICJは、次のような理由で、この主張をしりぞけた。すなわち、これは交渉中になされた提案や譲歩ではなく、事実を述べたものであって、それをフランス大使がイギリス外務省に送信したのである。フランス大使は、いかなる留保も表明していない。それゆえ、書簡に記されている見解や海図の表示は、当時のフランスの公式見解を示す証拠となる<sup>47</sup>。

<sup>47</sup> *The Minquiers and Ecrehos case, Judgment of November 17th, 1953 : I.C. J. Reports 1953, pp. 66-67, 71.*

# 『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』研究レポート

タイトル

隠岐の島町調査記録報告 第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告以降の聞き取り調査記録

執筆者

隠岐の島町役場竹島対策室 吉田篤夫

概要

昭和初期の竹島漁業について、町内で聞き取り調査を実施し、その証言等を整理したもの

『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』の、「隠岐調査報告／昭和初期における竹島漁業の実態—関係者への聞き取り調査を通じて—（隠岐の島町役場竹島対策室 忌部 正英）」では、平成25年度第1回（5月30日～6月1日）から第7回（26年3月29日～31日）、平成26年度第1回（5月15日～16日）から第4回（9月20日～22日）の調査結果が報告された。

目次

はじめに

## ①調査記録

- 平成26年度  
第4回調査（9月20日～22日）  
第5回調査（年2月23日～24日）
- 平成27年度  
第1回調査（4月23日～25日）  
第2回調査（10月22日～24日）  
第3回調査（12月17日～19日）
- 平成28年度  
第1回調査（5月12日～14日）  
第2回調査（5月28日）  
第3回調査（8月5日～7日）  
第4回調査（9月8日～10日）  
第5回調査（12月15日～17日）  
第6回調査（3月16日～18日）
- 平成29年度  
第1回調査（5月18日～20日）  
第2回調査（7月15日～16日）  
第3回調査（9月14日～17日）  
第4回調査（12月15日～17日）
- 平成30年度  
第1回調査（5月18日～20日）  
第2回調査（6月23日～24日）  
第3回調査（8月20日～21日）  
第4回調査（9月28日～29日）  
第5回調査（10月20日）  
第6回調査（12月1日）

②おわりに

隠岐の島町役場総務課竹島対策室では、広報の「竹島トピックス」欄で、町民へ竹島に関する情報を発信している

## 『広報 隠岐の島』平成31（2019）年4月号より

**トピックス2**  
竹島に関する新史料について  
町が実施している竹島に関する調査で、次のおり新史料の発見がありました。

○史料名：「計算書」  
○資料作成年：昭和14年（推定）  
○所蔵者：斎藤昭一氏（御町）  
この史料は、昭和14年の竹島におけるアシカ漁に際する支出状況が詳細に記されています。中でも、島根県土本管区に支払われた「ランコ使用料」4円70銭は、官有地である竹島の使用料で、五箇村役場に支払われた「県税」6円と「県税附加税」5円34銭は、当時の法律や条例に基づきアシカ漁に対する課税です。いずれも竹島に対する行政権の行使を意味します。

この史料は、「竹島組合 契約書」と記された封筒に入っており、封筒には「計算書」のほか「契約書」も入っていました。契約は昭和14年5月16日のもので、竹島漁業に対し、アシカ漁業権を所掌していた久見の八幡長四郎、池田幸市、橋岡忠重に、山田郷町西町の齋藤昭一氏と齋藤昭一氏の祖父、齋藤昭太郎を加えた5名で事業を経営することなどが記されています。

**トピックス3**  
第13回「竹島の日」記念式典  
2月22日、松江市の島根県民会館において、島根県、島根県議会、竹島・北方領土返還要求運動島根県会議主催の「竹島の日」記念式典が開催されました。

## 『広報 隠岐の島』平成30（2018）年4月号より

**竹島に関する新資料の発見**  
町が実施している竹島に関する調査において、次のおり新史料の発見がありました。

○史料名：「奥村亀右衛門日記」  
この史料は、竹島におけるアシカ漁を担った奥村亀右衛門が、神戸市の動物商など新たな市場開拓に向け、何度も取り行っていたことが記されています。昭和初期のアシカ捕獲から流通までを含めたアシカ漁の全体像がうかがえるものです。

平成18年の第1回から数えて13回目を迎える本年の式典では、政府から山下雄平内閣府大臣政務官をはじめ、与野党の国会議員が出席され、竹島問題解決への意欲が示されたほか、竹島問題研究のため協力された方々への感謝状の贈呈も行われました。

○史料名：「奥村亀右衛門日記」  
2月22日、松江市の島根県民会館において、島根県、島根県議会、竹島・北方領土返還要求運動島根県会議主催の「竹島の日」記念式典が開催されました。

平成18年の第1回から数えて14回目を迎える本年の式典では、政府から安藤裕内閣府大臣政務官をはじめ、与野党の国会議員が出席され、竹島問題研究のため協力された方々への感謝状の贈呈も行われました。

隠岐の島町民で実際に竹島に渡航して漁業（アシカ漁）に携わった方々は、確認できる限り全ての方が他界されている。更には、その方々から直接伝え聞いている子孫や関係者も高齢化や世界して、竹島に関する記憶や記録の消滅が現実味を帯びてきている。

地元隠岐の島町では、これらの証言や資料等を収集しつつ、後世に伝え残す取り組みが急務となっている。

平成30年度から、これまでの調査研究に協力頂いていた、島根大学法文学部船杉力修准教授に竹島調査研究特別顧問をお願いし、竹島に関する調査研究を更に推進することとした。

# 『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題100問100答批判2」 — 竹島問題研究会第3期最終報告書附録 — に対する反論

**タイトル** その1 「紛争の解決に関する交換公文」、李承晩ラインについて

**執筆者** 藤井賢二

**概要** 平成29(2017)年3月慶尚北道庁のホームページで公開された慶尚北道独島史料研究会の『竹島問題100問100答批判2』に対する反論をまとめ、問題点を指摘したもの

## 1. 1965年の日韓条約中の「紛争の解決に関する交換公文」に関する韓国側主張への反論

**【韓国の主張】** 「紛争の解決に関する交換公文」で規定された「紛争」に独島は含まれないと解釈しなければならず、よって日韓基本関係条約および諸協定によって「独島問題」は既に存在しないと見るのが正しい解釈なのである。

### **【反論】** 「紛争」に竹島問題は含まれる

交換公文を作成する過程で、草案から竹島問題という文言を削除させると、韓国は次に「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」に変えることを要求した。「生じる紛争」なら竹島問題とは関係ないと説明できるからである。このように「紛争」に竹島問題は含まれることを前提として交換公文は討議され、作成されたことは明らかであり、この主張は誤りである。

## 3. 韓国の課題

### — 李承晩政権の対日政策の「克服」

1960年の李承晩政権崩壊後、朴正熙政権は反対運動に苦しみながら、1965年に日本との国交樹立。政府内部では、李承晩ラインを実質的に撤廃する必要性を国民にわからせるために次のような議論をしていた。

#### 第1段階

(1) 平和線存置の実効性の弱化 (日本漁船侵犯、我が方の警備能力の不足)

(2) 合理的な代替案の利点 (実効ある規制方法および漁業協力による我が方の漁民の実益の補償と増進)

#### 第2段階

(1) 平和線の国際法の理論上の弱体性 (一方的宣言)

(2) 平和線問題の韓日交渉において占める位置 (譲歩の不可避性)

朴正熙政権は、李承晩ラインの違法性を認め、日本の漁業協力による韓国漁業の発展をめざした。竹島問題にせよ、李承晩ライン(漁業)問題にせよ、李承晩政権が繰り広げた国際条約や国際法を無視した日本への行為がもたらした日韓間の対立の收拾に朴正熙政権は苦慮した。

## 2. 1952年に宣言された李承晩ラインの正当性をめぐる問題に関する韓国側主張への反論

**【韓国の主張】** 李承晩ラインは正当なものだ。

① 当時米国等も沿岸国が漁業資源を独占的に管理する漁業管轄権を認めていた。

② 李承晩ラインは朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を資源状況に応じて変化させたものだ。

③ 李承晩ラインは現在の排他的経済水域と同一の性格のものだ。

### **【反論】**

① 韓国が根拠とする1945年の米国のトルーマン宣言は、関係国との関係に配慮しながら漁業保護水域を設定するもので、漁業管轄権を認めたものではない。

② 李承晩ライン宣言の翌年に制定された韓国水産業法は朝鮮総督府のトロール漁業禁止線をそのまま受け継いでいる。韓国の主張はこれと矛盾する。

③ 国連海洋法条約の排他的経済水域における漁業についての考え方は、沿岸国は責任を持って資源管理を行い、資源を完全に利用していない場合は他国にも漁獲させるというもの。資源保存措置も不十分な状態で一方的に日本漁船の操業を禁じた李承晩ラインと同じではない。そもそも、1990年代に日韓両国が批准した国連海洋法条約を40年以上も過去にさかのぼって適用することはできない。

韓国は第1回の反論での二つの指摘に答えていない。

・ 李承晩ライン宣言に対して米英などの諸国が韓国に抗議したのは、広大な公海に一方的に主権を宣言した点である。李承晩ラインは、現在中国が繰り広げている危険な行動にも似た、深刻な問題を含んでいた。

・ 李承晩ライン宣言よりも4ヵ月も前に韓国政府はすでに、日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを計画していた。韓国は、李承晩ラインはやむをえない「最後の手段」であったというが、「最初的手段」だったのではないか。

# 『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題100問100答批判2」 — 竹島問題研究会第3期最終報告書附録 — に対する反論

**タイトル** その2 柳美林氏の論稿（「歴史的争点を中心に - 『世宗実録』  
「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の内容は文脈が違う」への反論

**執筆者** 下條正男

**概要** 平成29(2017)年3月、慶尚北道庁のホームページで公開された慶尚北道  
独島史料研究会の『竹島問題100問100答批判2』に対する反論をまとめ、  
問題点を指摘したもの

## 柳美林氏は、池内敏氏の論理を無批判に踏襲

柳美林氏は、その反論で、名古屋大学教授の池内敏氏が『竹島 - もう一つの日韓関係史』（2016年刊）で下條批判をしたのと同じ『世宗実録』「地理志」（1454年）を論拠としているが、『世宗実録』「地理志」には証拠能力がないのである。

『世宗実録』のような実録は、朝鮮時代を通じて春秋館と各地の史庫に収蔵され、曝書の時以外は、人目に触れることは稀であった。それに『世宗実録』所収の「地理志」は、「地理志」としては未完に属した。そのような文献を敢えて論拠とし、下條批判をした池内敏氏の真意は、どこにあったのか。柳美林氏は、その池内敏氏の論理を無批判に踏襲しているが、その意図は奈辺にあるのだろうか。

### 1. 柳美林氏による反論の特徴

下條は「『竹島問題100問100答』で、『世宗実録』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』の蔚珍県条に現われた于山島は、竹島ではなく鬱陵島の他の名称」としてるとし、次のように批判している。

「日本は韓国が主張する于山島が独島だと主張する事実を反駁するため、『太宗実録』（太宗17年2月壬戌条）に出てくる「于山島には男女合せて八十六名が住んでいて、十五戸がいる」とする内容や、『新增東国輿地勝覧』に「于山と鬱陵は本来一つの島である」とする内容。『三国史記』の于山国が服属した事実を挙げている。無論、韓国の史料の中で示された于山島が、全て独島と主張することは符合するものではない。従って各史料で言及している于山島が独島であるのかは、史料の文脈に応じて、異なった解析をしなければならない。日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判するのは、望ましい学問的態度とするのは困難である」

### 2. 下條の反論

池内敏氏と柳美林氏は『世宗実録』「地理志」に対する文献批判を怠っており、その説には信憑性はない。『世宗実録』の編纂に関わった梁誠之は、『高麗史』と『東国輿地勝覧』の編纂にも従事していた。その『高麗史』（「地理志」）では「一云、于山武陵本二島」とし、『東国輿地勝覧』では「一説、于山鬱陵本一島」としている。当時は、于山島と鬱陵島の区別ができず、于山島に対比されていたのは鬱陵島である。それを池内敏氏と柳美林氏は、その于山島を独島のこととしたのである。『世宗実録』「地理志」の于山島を独島と解釈した池内敏氏と柳美林氏は、正確に文献を読んでいなかったのである。



# [参考] 韓国が「竹島朝鮮領」の論拠とする1877年の太政官指令とは何か

1877年の太政官指令で日本政府は竹島が日本の領土でないことを確認したのか

第3期竹島問題研究会編  
『竹島問題100問100答』Q83  
(『WiLL』2014年3月号増刊)

## ①「竹島外一島地籍編纂方伺」（島根県→内務省）

1876（明治9）年10月島根県令代理から内務卿に宛てて「竹島外一島」について地籍編製の可否を問う伺が提出された。地籍というのはのちの土地台帳に当たり、当時、全国の土地について所有者、地目、面積等の調査が行われていた。

地籍編製地方官心得書というマニュアルでは、遠く隔たった島で地勢がはっきりわからないものは方位、距離、広狭など大略を調べて伺い出ることとされていた。

### 島根県の伺いにおいて、「ほか一島」は松島

島根県からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」には、17世紀に渡海していた米子の大谷・村川家の記録を参考にした説明文と「磯竹島略図」が添付されていた。伺いにある竹島は鬱陵島のことであるが、説明文中に「次に一島あり松島と呼ぶ、周回30町ばかり、竹島と同一線路に在り隠岐を距る80里、樹竹まれなり、また魚獣を産す」とあること、および絵図に竹島と松島が描かれていることから、竹島外一島の「ほか一島」が松島であることが分かる。

## ②内務省は、太政官への伺いにおいて「竹島」にのみ言及

島根県からの伺を受けて、内務省は翌1877（明治10）年3月17日付で、元禄年間の日朝交渉の記録に基づき、「竹島（注・鬱陵島）所轄のことについて島根県から別紙の伺出があり調査したところ……本邦と関係ないと思われるが、版図の取捨は重大の事件なので、別紙書類を添えて念のため伺う」として、太政官（のちの内閣に当たる機関）に伺いをたてた。

これに対し、太政官は、同年3月29日付けで、「伺にかかる竹島ほか一島のことは本邦と関係がないものと心得よ」と指示した。内務省が添付した書類は、17世紀末の日本と朝鮮国の鬱陵島出漁をめぐる外交交渉の記録である。

## ③韓国の主張とそれに対する反論

韓国政府の広報資料は、以上のことを指して、次のように主張している。「1877年、明治時代の日本の最高行政機関であった太政官は、“江戸幕府と朝鮮政府との交渉の結果、鬱陵島と独島が日本に帰属するものではないということが確認された”と判断し、内務省に対して、“竹島（現在の鬱陵島）外一島（一島・独島）は日本とは関係がないことを心得よ”と指示しています」

しかし、これは一方的な議論である。まず、**17世紀末の紛争は鬱陵島への出漁に関するものであって、竹島（韓国名・独島）は一切、交渉の対象になっていない。**そもそも当時の朝鮮国には、竹島に対する認識さえなかった。

また、1877年の内務省の太政官への伺いに添付された書類は、17世紀末の日朝往復文書等であって、現在の竹島に言及したものはなかった。

上記のとおり、伺いそれ自体が「竹島（現在の鬱陵島）所轄のことについて島根県から別紙の伺出があり調査したところ」云々としている。つまり、内務省は、島根県の伺いの標題の“外一島”や説明資料にある“松島”のことを無視している。

ここで注目すべきことは、**明治時代に「松島」が鬱陵島を指していた事実である。西洋の地図や海図では、鬱陵島に松島という呼称を与えていた。**

島根県の伺いの添付資料にある松島は江戸時代の日本の呼称である松島（現在の竹島）であった。しかし、幕末から明治にかけて西洋起源の知識が流入した結果、**中央においては松島イコール鬱陵島、つまり17世紀末の日朝交渉の記録にある江戸時代の竹島イコール西洋の地図にいう松島であり、竹島、松島のどちらも鬱陵島を指すと考えられていた。**

## ④外務省と竹島松島

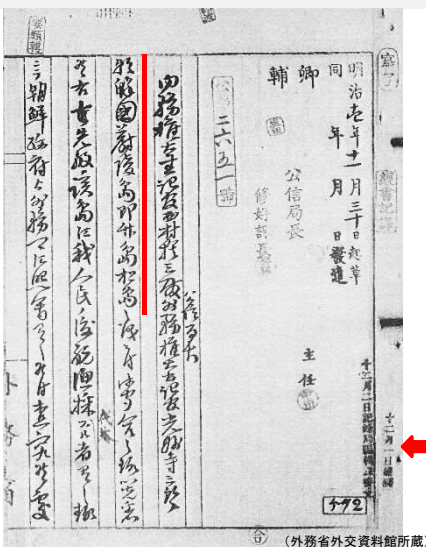
太政官指令の前年1876（明治9）年7月に武藤平学という人が外務省に提出した「松島開拓之議」の松島、1877年1月に島根県出身の戸田敬義が東京府に提出した「竹島渡海之願」の竹島は、どちらも鬱陵島のことであった。

1876年12月には、さらに齋藤七郎兵衛から「松島開島願書並建言」がウラジオストク駐在の貿易事務官瀨脇寿人に出された。瀨脇はこれを取り次ぎ、1877年4月、外務卿・外務大輔に宛てて上申した。

この上申書に対し、外務省公信局長・田邊太一は、「松島は朝鮮の鬱陵島にして我版図中ならず、齋藤某の願意は許可するの権なき旨答ふべし」と指示した。

1881年11月には、大屋兼助ほかの出願を取り次ぐ形で島根県から内務省・農商務省に「日本海内松島開墾之儀二付伺」が出された。

内務省は、首題の1877年の太政官指令を添付して外務省に照会したあと（外務省の返簡には「**朝鮮国蔚陵島即竹島松島**の儀に付」云々とある）、1882年1月島根県に「書面松島の義は最前指令の通本邦関係これ無き義と相心得べし、依って開墾願の義は許可すべき筋にこれ無く候こと」と指令した。



(外務省外交資料館所蔵)

## ⑤まとめ

以上、史料を総合的に検討すると、1877年の太政官指令は、竹島（現在の鬱陵島）および名称上いまひとつの島（松島、これも鬱陵島）について本邦無関係としたものである可能性が高い。

**現在の竹島を日本と関係ないとしたという主張は、島根県の伺の添付資料だけに依拠した議論、あるいは「松島」とあると常に竹島／独島を指すという思い込みによる議論である。**（塚本）

タイトル

大谷家文書「乍恐申上候口上之覚」  
——“両島渡海禁制”に関連して

執筆者

塚本孝

概要

大谷家文書中「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」の記載のあるもの一点とそれ  
に關係する三点の文書の全文を紹介し、この言葉を文脈の中で考える

目次

はじめに ①紹介する文書 ②各文書の大意 ③各文書の原文 ④若干の考察

「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」は幕府の認識か

今日の竹島が領有権紛争の主題となったのは、1952年のいわゆる李承晩ライン設定以降のことであり、それ以前には朝鮮王朝時代を含め両国政府間でこの島が協議の対象になったことはない。元禄の外交交渉においても松島（今日の竹島）のことが話題に上った記録はない。したがって、元禄9年の朝鮮国への通知も竹島（鬱陵島）への渡海制禁を伝えるもので、松島への言及はない。渡海制禁の理由が両国漁民の“入り交わり”（潜通私市等弊）とされていることから当然である（松島に朝鮮国の人々が来たことはない）。ところが、大谷村川両家の文書に「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」とあることが近年指摘されている。

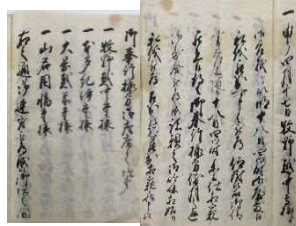
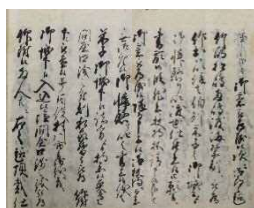
紹介する文書

- A. 乍恐申上候口上之覚（大谷家文書3-34）  
——元文五（1740）年から翌寛保元年にかけて、大谷九右衛門勝房が江戸で寺社奉行、勘定奉行、長崎奉行に利権（大坂廻米船借り、長崎貫物連中加入）付与を願ひ出た際の経過を書き留めたもの。
- B. 乍恐願上候口上之覚（大谷家文書3-36）  
——元文五年申、大谷九右衛門勝房発、寺社奉行所あて文書の控。同内容の文書、元文六年酉二月付け勘定奉行所あて（大谷家文書3-39）および寛保元年酉六月十日付け長崎奉行所あて（大谷家文書3-43）がある。
- C. 乍恐願願申上候口上之覚（大谷家文書3-40）  
——元文六年酉二月、大谷九右衛門勝房発、勘定奉行所あて文書の控
- D. 乍恐口上書を以奉申上候（大谷家文書3-42）  
——寛保元四年六月十日、大谷九右衛門勝房発、長崎奉行所あて文書の控

Cは、竹嶋松嶋渡海を求める訳ではない等のことを内容とする勘定奉行所あて追加説明。Dは、御奉公（御恩に対する反対給付）、松島等に係る長崎奉行所あて追加説明。

Aは、竹島渡海禁制後、米子城主（荒尾家＝鳥取藩主池田家家老）の“憐愍”（米子町の魚島問屋口銭、塩問屋口銭付与）を受けて渡世してきた大谷村川両家が、將軍拝謁等の由緒ある者の困窮を理由に（現代風に言えば外交問題解決の結果家業を失ったことに対する補償を求めて）新たな利権の付与を幕府に願ひ出た訴訟の顛末を、日記風に記録したもの。

Bは、寺社奉行所に宛てた嘆願書の類であるが、過去の経過の記述に終始し出願の対象（何を願ひ出ているか。大坂廻米船借り・長崎貫物連中加入）が書かれていない。後に出頭することになる勘定奉行所、長崎奉行所宛名とする同内容の文書が大谷家文書の中にある。



事哉と御意被為成候次二御尋の趣  
竹嶋松嶋両嶋渡海禁制二被為成候  
御出候以後は伯州米子の御城主  
御懇願ヲ以渡世仕能に候由願書二  
書願候段然は扶持持請申候と  
御意被為成候隨て申上候御持二は  
無御座候御憐愍ヲ以書上候儀は  
米子御城下入請方ヲ持上候儀は  
問屋口銭の座所私家管と被為仰附  
下に置候候并役村川市兵衛儀も  
御附候人共二石の建頂儀被為

御家々の御下役人衆中様行御連座  
被成候儀其御間の間二私共指上候御願  
書御投入様方御前二被成候儀  
御奉行様方御前二御連座被成候儀  
相終り申候上二、越中守様  
被為成候儀九右衛門竹嶋の  
支配ヲ誰か致候儀との御尋被為成候  
紀伊守様二も御同前の御尋被為成候  
隨て御請申二候竹嶋御支配の儀  
先祖の者共相承私共共文配  
仕来り申候申上候御  
御奉行様方御一同二天は重千

一申ノ四月十七日牧野越中守様方御  
差紙ヲ以明十八日四時御願書  
私儀罷出可申と被為仰附致御請  
書差上隨て十八日四時参上仕相見  
罷在候被為成候御奉行様方御願書  
御寄合被為成候御願書の御吟味始り  
私儀被為召出乍恐願願申候  
御奉行様方御願書の次第  
一 牧野越中守様  
一 本多紀伊守様  
一 大岡越前守様  
一 山名因幡守様  
右の通御連座被為成候御次の間

A. 乍恐申上候口上之覚（大谷家文書3-34）  
〔大意〕  
同年四月十七日、牧野越中守様から明十八日四時御願書に來るよう指示あり、伺うと、御奉行様方御願書の例月のとおり集合され、諸々の願ひの吟味が始まり、私（九右衛門勝房、以下同）が召出された。御奉行様方御願書の次第は、牧野越中守様、本多紀伊守様、大岡越前守様、山名因幡守様、次の間に各家の御下役人衆が連座され、その次の間御奉行様方御願書に御吟味がなされた。その上で越中守様が九右衛門の御前で語られた。紀伊守様からも同様の質問があった。返答したところ、御奉行様方御願書は御一同に、それは重きことと仰つた。次に御尋が、竹嶋松嶋両嶋渡海禁制になつた後は伯州米子の御城主より御憐愍を以て渡世しているとの願書に書いてあるが扶持を得ているのか、竹嶋松嶋両嶋渡海禁制二被為成候以後は伯州米子の御城主より御憐愍ヲ以渡世仕能に候由願書二書願候段然は扶持持請申候と仰つた。御扶持はありませんが、米子城主に諸方から持ち込まれる魚島の問屋口銭を家管として下さつたもので、村川市兵衛も諸問屋口銭を頂戴しましたと返答した。……

「竹嶋松嶋両嶋渡海禁制」は、上記の文書で寺社奉行牧野越中守の発言（Aの文書）および大谷九右衛門勝房の言葉として（A・C）出てくる。文書の全体を通読するとき、奉行所は、由緒の裏付けのため過去の將軍拝謁の記録を繰ったこと（A）以外、特に独自の情報をういたわけではなく、大谷九右衛門勝房が提出した資料に依拠したように見える。竹嶋松嶋両嶋渡海禁制が幕府の認識を示すのか、史実として松嶋への渡海が禁じられたのか、なお検討の余地があるように思われる。

# 『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』研究レポート

タイトル

瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち

執筆者

石橋智紀

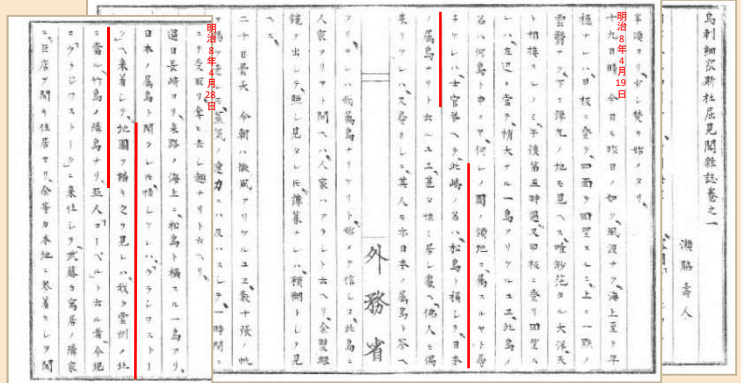
概要

松島開拓願に関わり、その後の松島・竹島観に影響を与えたと考えられる、明治初期の外交官であった瀬脇寿人について考察したもの

目次

- ・はじめに
- ・瀬脇寿人の墓碑銘
- ・手塚律蔵
- ・『萬國圖誌』の出版
- ・遭難と瀬脇寿人への改名
- ・浦潮斯徳貿易事務官赴任と松島(鬱陵島)の実見
- ・ウラジオストク在住の武藤平学
- ・金麟昇と『鷄林事略』
- ・斎藤七郎兵衛
- ・大槻文彦『洋々社談』『竹島松島ノ記事』
- ・まとめ

ウラジオストク  
明治3年に外務省に採用された瀬脇寿人は、浦潮斯徳貿易事務官として、長崎港からウラジオストクに赴く。その際、「松島」(鬱陵島)を実見



「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B16080698700、外務省七等出仕瀬脇寿人外一名商況視察トシテ露國領「ボシェツ」へ派出一件(6-1-6-3)(外務省外交史料館)」

【明治8年4月19日条】

「十九日晴 今日モ昨日ノ如ク、風波ナク、海上至テ平穩ナレハ、甲板ニ登テ、四面ヲ回望スルニ、上ニ一點ノ雲翳ナク、下ニ彈玉ノ地モ見ヘス、唯渺茫タル大洋、天ト相接スルノミ、午後第五時過、又甲板ニ登リ回望スレハ、左辺ニ當テ稍大ナル一島アリケルユエ、此島ノ名ハ何島ト申ニヤ、何レノ國ノ領地ニ、属スルヤト尋子ケレハ、士官答ヘテ、**此島ノ名ハ、松島ト稱シテ、日本ノ属島ナリト**云ルユエ、甚タ恠ミ居シ處ヘ、佛人モ偶来リケレハ、又尋ネシニ、其人モ亦日本ノ属島ト答ヘタリ、サレハ我属島ナリケリト、始メテ信シス、此島ニ人家アリヤト問ヘハ、人家ハアラシト云ヘリ、余雙眼鏡ヲ出シテ照シ見タレトモ、薄暮ナレハ糺糊トシテ見ヘス、」

【明治8年4月28日条】

「過日長崎ヨリ、來路ノ海上ニ、松島ト稱スル一島アリ、日本ノ属島ト聞タレトモ、怪シケレハ、「ウラジワストーク」ヘ來着シテ**地圖ヲ鑑キ之ヲ見レハ、我カ雲州ノ北ニ當ル、竹島ノ隣島ナリ**、巫人「コーベル」ト云ル者、今現ニ「ウラジワストーク」ニ來往シテ武藤カ寓居ノ隣家ニ、巨店ヲ開キ居住セリ、余等カ本地ニ參着セシヲ聞キ、武藤ニ謂テ曰ク、今回日本ヨリ、當地ニ領事館ノ參リシ由、請フ足下ヨリ、領事ニ願フテ、我ニ彼ノ松島ヲ、五年ノ間貸シ給フヘク、周旋セラレヨ、運上ハ出サント、武藤ヘ頼ミシユエ、武藤、彼ノ島ヨリ金銀ノ類ニテモ、産スルヤト尋ネケレハ、笑テ答ヘス、・・・」

## 明治初期 「鬱陵島」に関する開拓願等

年	月日	事項
1858 (安政5)	2月19日	吉田松陰「竹島開拓論」
1871 (明治4)	6月22日	藤茂親「竹島再檢屆」
1876 (明治9)	7月	武藤平学「松島開拓之議」
1876 (明治9)	12月19日	齊藤七郎兵衛・下村翰八郎「松島開拓願並建言」
1877 (明治10)	1月27日	戸田敬義「竹島渡海之願」
1877 (明治10)	3月29日	竹島外一島地籍編纂方向「竹島外一島本邦關係無之」
1877 (明治10)	5月	武藤平学「松島開島之建白」
1881 (明治14)	11月12日	日本海内松島開墾之儀ニ付伺(大屋兼助「松島開墾願」)

## 瀬脇寿人の行動

日本海内に竹島(鬱陵島)と別に、「松島」という島が存在するという認識

長崎からウラジオストクへ向かう途中、明治8年4月19日瀬脇寿人松島(鬱陵島)実見

ウラジオストク滞在中、金麟昇に朝鮮の竹島について聞く

「竹嶋距朝鮮幾里程、又距日本幾里許、ト書タレハ、金生竹島係在江原道三陟府、而此嶋地方周廻為千里也、土沃物多、然既係國之禁島、故民不居生、或慮生敵三陟營將及月松万戸春秋摘奸耳、幾里程未詳矣、」このことから、瀬脇は、松島(実際は鬱陵島)とは別に竹島があると考えていたようである。

斎藤七郎兵衛は、瀬脇の佐倉藩時代から交流があった人物

瀬脇の話を聞いた大槻文彦が『洋々社談』明治11年8月31日号に「竹島松島の記事」

外務省ノ吏員瀬脇氏、魯領滿洲ノ「ウラジオストク」港ニ在留シテ頃歸朝セリ其長崎ヘ歸航中、日本海中ニ一島ヲ遠望セリ島勢、西北絶壁ニシテ岨白クシテ高く東南漸々斜平ナリ是レ蓋シ舊圖ニ載スル竹島松島ノ一ナルベシ

瀬脇寿人が実際に目撃した松島は、鬱陵島であったが、外国人からの情報により、結局、彼が明治11年に亡くなるまでその事実を知ることはなかった。また、彼の影響を受けて松島開拓願を提出した人々も、その「松島」が鬱陵島であることを知らなかったことは、その後の松島・竹島観に影響を与えたと考えられる。

タイトル

松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』『松島日記』

執筆者

松澤幹治

概要

明治11年に「松島開拓願」を出した長崎県人・下村輪八郎らが翌明治12年に「松島」(実は鬱陵島)を調査した記録である『西海新聞』掲載「松島日記」を初めて紹介し、当時の「松島」「竹島」についての認識を考察するもの

## 目次

はじめに

- 1 『西海新聞』 「松島日記」 「締約主義」
- 2 下村輪八郎と弟下村義著の生涯
- 3 「松島日記」による、下村輪八郎たちの行動(時系列)
- 4 考察
  - 4-1 「松島」は日本領土という認識
    - (1) 瀨脇寿人の認識
    - (2) 太政官指令との関係
  - 4-2 明治12年の松島(鬱陵島)の実態と島に来ていた朝鮮人
    - (1) 下村輪八郎らの上陸は3回
    - (2) 朝鮮人との出会い 「朝鮮ノ漁民漂着セシ者」について
    - (3) 島の産物・産業について
    - (4) 安芸(広島県)の縄船について
    - (5) 島名について「松島」「松島竹島」「松竹社」

おわりに

- (1) 開拓の志
- (2) 独島は鬱陵島の属島か?

附: 「松島日記」、「締約主義」影印

## 下村輪八郎について

下村輪八郎は、長崎県雲仙市の下村脩氏の実家に資料が残り、漢文で事績を記した掛軸がある。また没地の埼玉県深谷市の墓地にも、同文の碑文がある。

佐賀・鍋島藩領の小村の庄屋の嗣子として生まれた輪八郎は、剣術修行のため江戸に出て、免許皆伝を得て帰国。藩主・鍋島閔叟に認められて百姓身分から武士に取り立てられ、藩の剣術指南役となった。さらに閔叟の命により国事に奔走。明治維新後は、地域の殖産興業につとめた。明治11年、ウラジオストックで貿易商となり、12年に松島を調査、松島開拓のための組織を長崎につくった。

その後朝鮮に渡るも、明治15年に帰国。晩年は洪沢栄一の「日本煉瓦製造」(埼玉県深谷市)に招かれ、その地で没した。享年61歳。墓地も深谷市にある。

「松島日記」は明治12年9月24日687号から10月10日694号まで5回にわたって掲載された。続いて10月15日に開拓の基本方針を述べた「締約主義」が掲載された。

## 長崎の新聞『西海新聞』に掲載された「松島日記」から竹島問題に関連してわかること

下村輪八郎は、明治11年4月、長崎港で船待ちしている時に、外務省ウラジオストック貿易事務官の瀨脇寿人に出会って「松島」の開拓をすすめられ、8月に「松島開拓願」を出した。瀨脇寿人は松島のほかに竹島があることを地図上で確認し、それが鬱陵島であることをウラジオストック在住の朝鮮人知識人から確認して、松島は日本領で開拓可能と考えていた。実は「島名の混乱」が起こっていた時期で竹島は「アルゴノート」(実際には存在しない島)で、松島は「ダジュレー」で鬱陵島であったのだが、江戸時代の「元禄竹島一件」で、朝鮮側の主張を受け入れて渡海禁令を出したのは「竹島」(鬱陵島)についてだけであり、「松島」には禁令は出ていなかったため、日本領で開拓可能、と瀨脇寿人は認識していたものと思われる。

また、明治10年3月の「太政官指令」で「竹島外一島」は日本領ではないとされているが、外務省官吏の瀨脇寿人はこの指令を知らなかったようである。

明治12年6月、「松島」実検後、ウラジオストックに到った下村輪八郎らは、その地の外交官からも「松島」開拓を奨励された。この時にも、外務省官吏が「松島」は日本領で開拓可能と考えていたことがわかる。

鬱陵島についての記録は、朝鮮側の李奎遠(明治15年)のものがあるが、下村輪八郎の記録(明治12年)はそれに先立つもので、当時の鬱陵島を知る上でも重要な資料である。



長崎県雲仙市の下村邸近くにある下村義著の碑



埼玉県深谷市上敷免(じょうしきめん)の「泉光寺(せんこうじ)」にある旧日本煉瓦製造の共同墓地。下村輪八郎の墓があり、墓石の側面に事績を記した碑文が刻まれている。

## 独島は鬱陵島の属島か?

松島(実は鬱陵島)の開拓にあたって、瀨脇寿人も下村輪八郎も現竹島/独島にはまったく関心を示していないことも注目される。前近代には朝鮮半島から鬱陵島への航海も危険が伴うものであり、さらに一日行程の、資源も水もない現竹島/独島にわざわざ出向くものはいなかったと思われる。日本から鬱陵島に向かえば、現竹島/独島は途中で出会う島である。しかし、朝鮮側から向かう時は、資源豊富な鬱陵島は、いわばゴールであった。

朝鮮側の記録に、現竹島/独島を統治していたことを示すものはない。1900年の勅令41号も、それまでの「鬱陵島」を「鬱郡」に昇格するにあたって、領域を変更していない。韓国側は歴史的根拠のない主張をまず取り下げて、歴史事実を直視することから始めるべきである。

## タイトル

# 羊頭狗肉、東北アジア歴史財団編『日本の偽りの主張「独島の真実」』について

## 執筆者

下條正男

## 概要

韓国の「東北アジア歴史財団」は2019年10月17日、「日本の偽りの主張『独島の真実』」を財団のホームページに掲載した。だがそれを「羊頭狗肉」と形容するには理由がある。今回の『日本の偽りの主張「独島の真実」』は、「東北アジア歴史財団」が2012年に公開した『日本人が知らない独島10のポイント』に財団理事長の金度亨氏の「刊行の辞」を新たに加え、看板を『日本の偽りの主張「独島の真実」』と書き換えただけだからだ。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』（『日本人が知らない独島の10の真実』を補完）

**外務省の「竹島問題を理解する10のポイント」の主張**  
**「韓国が昔から独島を認識していたという根拠はない」**

**韓国側の反論・日本の主張はここが嘘**  
**「韓国の明白な独島認識、古文獻と古地図が証明」**

独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる。このような地理的特徴によって、独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきた。『世宗実録』「地理志」（1454年）には、「于山（独島）と武陵（鬱陵島）の二つの島が島の東の海中にある。二島は互いに距離が遠くなく、天気が良ければ望み見ることができる。新羅時代には于山国と称したが、鬱陵島ともいう」と記されており、鬱陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる。

于山島が独島であるという記録は『新增東国輿地勝覧』（1531年）、『東国文献備考』（1770年）、『萬機要覧』（1808年）、『増補文献備考』（1908年）など、韓国の多くの官撰史料に見られる。

## これに対する下條の反証

だがここで列挙された文献の中には、「韓国の明白な独島認識、古文獻と古地図が証明」できるものはない。それは『世宗実録』「地理志」の記事と、「独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる」とした地理的与件とは、関係がないからだ。

それを『世宗実録』「地理志」の記事と「肉眼でも見ることができる」とした地理的与件を結びつけ、「韓国の明白な独島認識、古文獻と古地図が証明」しているとするのは、古文獻や古地図にある于山島を何としても独島にしたいからであろう。

だがその論理も、『世宗実録』「地理志」等を底本として編纂された『東国輿地勝覧』（後に『新增東国輿地勝覧』）と比較すれば、自壊する。『東国輿地勝覧』の分註では「一説于山鬱陵本一島」とし、『世宗実録』「地理志」と同時代の『高麗史』（「地理志」）の分註では「一云于山武陵本二島」としているからだ。分註で問題になっていたのは、于山島が鬱陵島かどうかで、竹島（独島）ではない。『世宗実録』「地理志」と同時代の古文獻では、竹島（独島）には言及しておらず、その于山島は鬱陵島に対比されていた。

『日本の偽りの主張「独島の真実」』が、『世宗実録』「地理志」に依拠して、「鬱陵島から独島が見えるという事実とともに、于山島が于山国に所属していたことがわかる」としたのは、于山島に関する記述が曖昧だからである。『日本の偽りの主張「独島の真実」』では、その所在が曖昧な于山島と、「独島は晴れた日には鬱陵島から肉眼でも見ることができる」地理的与件を結びつけ、地理的与件によって『世宗実録』「地理志」の「見える」を解釈するという、本末転倒の論法を思いついたのである。

タイトル

「内政」化する日韓の「外交」

—公文書の往来状況に見る統監府「保護」下の大韓帝国—

執筆者

永島広紀

概要

韓国では「大韓帝国政府は日本に対して対日外交上の発言、抗議を行うことができなくなり、独島はその犠牲となった最初の国土」という説明がなされるが、本当にそれが事実かどうかを日韓間で取り交わされた公文書の内容を検証することにより考察するもの

目次

はじめに

- ① 統監府「通信管理局」と池田十三郎
- ② 韓国政府と統監府、それぞれの官僚機構
- ③ 統監府通信管理局と鬱陵島
- ④ 「奎章閣」所蔵史料に見る統監府通信管理局と韓国政府
- ⑤ 日韓の「皇室外交」

おわりに

1906年7月13日発行の二つの新聞記事

「鬱島郡의 配置顛末」(「石島」が登場)と「池田公函」

「石島」とは
韓国では、1900年に大韓帝国政府の官報(1900年10月25日付)で告示された「勅令41号」によって鬱島郡(鬱陵島)の所属島嶼として明記された「石島」が「独島」に比定されている。



皇城新聞1906年7月13日



大韓毎日申報1906年7月13日

「鬱島郡의 配置顛末」

韓国統監府から大韓帝国の「内部」に向け、鬱島郡衙の設置年と、また管轄する島嶼が何処であるかに関する公文書による照会が出されたところ、韓国「内部」は鬱島郡衙が設置された時期とともに、「竹島石島」(左図の文字囲みは執筆者による)を所管するとの回答を行ったと報じられている。

鬱陵島の郵便受取所が1906年7月20日に郵便電信受取所へ昇格的に改編されていることから、左の新聞記事も、そうした通信管理局の組織整備に関連した韓国政府への照会であると考えられるのが自然であろう。だからこそ、韓国側も「東西60里(≒24km)」「南北40里(≒16km)」という鬱陵本島のみは数値を挙げてその地理的状況を回答したと考えると得心がいく。

「保護国」下の大韓帝国と日本政府(統監府)との交渉の具体的な様相

日韓両国政府間においては「韓国通信機関委託ニ関スル取極書」が1905年4月1日に調印され、同月28日に公示された。また、すでに1904年6月1日付けをもって鬱陵島には釜山郵便局(外国ではあるものの、在外居留民が存在する各開港地には通信省が郵便局を設置していた)が所轄する「郵便受取所」が設置されており、郵便貯金事務と郵便物の集配が開始されていた。やがて、1906年7月20日付けで電信業務が加わることとなり、改めて「鬱陵島郵便電信受取所」となっていた。

上記の取極書に基づき1905年の5月18日から7月1日にかけて韓国政府(通信院)からの事務引き継ぎが行われ、その際、通信省の通信書記官(東京郵便局長)であり、本省通信局外信課長を兼務していた池田十三郎が「引継委員長」に任命されていた。

1905年12月の統監府開庁に伴って「統監府通信官署官制」が勅令第268号として施行され、通信管理局が統監府の外局として設置された。局長には引継委員長の池田十三郎がそのまま就任した。

「通信管理局」は「鉄道管理局」などととも本府からの独立性が極めて高く、予算も別立てであった。

また韓国側との業務乗り入れによって韓国人の「現業」吏員を多数抱えている部局であったことも統監府本庁との大きな相違である。

すなわち、通信管理局が管轄する各地の郵便局を管理・運営する主体は韓国側の地方官吏である。また、そうした地方官吏を束ねる立場にあったのが、上掲の「内部」(韓国政府の内政担当省庁)である。よって、通信管理局をはじめとする各種の「外局」は、それぞれに独自のカウンターパートを有しており、官庁間の事務連絡ベースにおいては必ずしも本府を通さずして、直に談判することが可能であった。さらに統監府、および各地方の理事庁は外務省系、つまり旧来の駐韓公使館・領事館のスタッフが横滑りで登用されており、統監府と言えども決して組織として「一枚岩」ではなかった。

竹島問題でしばしば明確な根拠もないままに取り沙汰される「保護国下で韓国は外交権を奪われていたから、日本政府に抗議することが不可能であった」という類の常套句に関しては、実態としては真逆であり、むしろカウンターパート同士の官庁は嫌が上でも緊密なまでの連絡関係を構築していた。

「奎章閣」所蔵史料に見る統監府通信管理局と韓国政府

通信管理局と個別の韓国側官庁との間でも文書の往復があったことを知ることが出来る史料(ソウル大学「奎章閣」所蔵)。明治39(1906)年2月15日付け「統監總乙第五六八号ノ二」通信管理局長である池田十三郎から法部大臣に宛てた、通信事務に従事する韓国人禹弼奎の不当拘引に対する抗議の公文が綴じ込まれている。

この公文書の内容が原文にほぼ忠実に朝鮮文に訳出され、新聞の紙面(『皇城新聞』1906年2月17日付「通信管理通達」)に掲載されている。1906年7月13日付けの「鬱島郡의 配置顛末」(上掲)についても原本の所在が未詳ながら、公文書の原本を忠実に訳しているものと考えられる。



『皇城新聞』1906年2月17日付「通信管理通達」

タイトル

## 竹島漁労と1970年代の竹島問題

執筆者

藤井賢二

概要

1977～78年の日韓の対立を竹島問題の画期ととらえ、そこに至る経緯を竹島周辺海域での漁労問題を中心に考察したもの。補論では1960～70年代の韓国の竹島問題についての主張の形成過程も検討した。

目次

はじめに 1. 韓国の竹島不法占拠と竹島漁労 2. 1969年の竹島問題 3. 1970年代の韓国の竹島調査 ①1970年の調査(5月25日)～6月13日) ②1972年の調査(5月24日～5月29日) ③韓国政府の方針決定と調査 ④「東海漁業開発計画」 4. 竹島近海の日本漁船排除 おわりに  
〔補論 韓国の竹島問題への認識〕 1. 日本の統治終了直後の鬱陵島の朝鮮人の竹島認識  
2. 日本政府第4回見解への反論をめぐって 3. 「勅令41号」の「発見」

### 1970年代に竹島問題が日本海における漁業問題と結合

1960年代後半にイカ釣漁など日本海での大規模な日本漁船による漁業が発展したことに刺激を受け、韓国政府は竹島周辺海域での漁場調査と開発計画作成に乗り出した。こうして、日韓漁業紛争の主舞台は、李承晩ラインの時の対馬～済州島の海域から竹島周辺を含む日本海へと移った。

### 1970年代の竹島をめぐる日韓の対立

1977年2月5日の参議院本会議で福田赳夫首相が、当時世界で設定が進みつつあった領海12海里・200海里漁業水域についての日本政府の対応を問われて、**竹島は「わが国の固有の領土でありますので、その固有の領土であるという前提に立って12海里ということが設定される」と答弁し、韓国はこれに反発した。翌1978年5月に韓国政府は領海12海里を暫定実施して竹島近海の日本漁船を排除した。**島根・鳥取両県の漁業者の要請を受けた日本政府は日本漁船の安全操業の確保を韓国に求めたが、現在も日本漁船の竹島近海での操業は実現していない。

### -----韓国による竹島調査-----

#### ①1970年の調査(5月25日～6月13日)

1969年12月に慶尚北道知事が「独島総合開発計画」への国庫支援を韓国水産庁に要請し、水産庁は国立水産振興院・慶尚北道と合同で調査を行なった。調査報告書では、竹島近海の「主資源」はメバル・サンマ・イカ、刺網と一本釣が「開発対象漁業」とされた。「底棲魚種を対象とする漁業が有望視」されるのは海岸から2～3海里までで「その外側の海域は急降下して曳網漁業は不相当」とある。開発で新たに得られる漁獲が開発コストに似合うものかについては疑問とされた。

#### ②1972年の調査(5月24日～5月29日)

慶尚北道が「独島の東島および西島間を連結する全長155mの防波堤築造」などの支援を韓国水産庁に行った結果、水産庁が慶尚北道の支援を得て調査を行った。調査の結果、気象条件の厳しさ(「年中4、5、6月だけ作業可能で月間作業日数は約10日程度」、物資補給の困難さ、財政面などから、「独島漁港施設建設に対しては多くの問題点が内包されているので当庁主管として施設するのは困難と思われる」と水産庁は結論付けた。

#### ③1973年の調査(4月29日～5月10日)

韓国水産庁と国立水産振興院が合同調査し、その結果「東海漁業開発計画」を作成。前年の1972年8月15日付『京郷新聞』の記事に「独島を73年から5ヶ年計画で開発、独島に漁船退避所と補給倉庫、給油施設などを設置、東海漁業の前進基地として使用する」とあり、1972年夏に竹島開発への積極策に転換したと考えられる。韓国政府外務部は水産庁の照会に対して、同年11月15日に「独島は我が領土の一部なので同島嶼に韓国がいかなる施設物を設置することに問題はありえないと考えます」と回答。日本への配慮は見られない。

#### ④1973年作成の「東海漁業開発計画」

1973年から4年間にわたる計画。竹島周辺は暖流・寒流両方の魚種が豊富とされ、それらを対象とした規模の大きな漁業の振興をめざした。しかし計画には、「イカ・サンマなど回遊性魚族は日本漁船団によって大量に漁獲されている実情」とあった。竹島近海がイカ釣の好漁場だったことについては、「竹島ではイカの屋釣りもできた。他ではできない。深い所から上がって来る海流に乗って来るからだろう」という、松江市美保町在住の元イカ釣漁従事者の証言がある。このため、1970年代、韓国は竹島近海での日本漁船排除の姿勢を強めていった。

### 補論 韓国の竹島問題への認識

1950～60年代、竹島領有根拠をめぐる論戦が日韓両政府間で見解を交換する形で行われた。ところが、1962年の日本政府第4回見解への韓国政府の反論は行われなかった。韓国政府が「国内の著名な歴史学者および国際法学者たち」に何度も要請したにもかかわらず、結局反論は作成されなかったのである。

このように日本を論破できなかった韓国政府は、1980年代になると1900年の「勅令41号」など、新たな「根拠」を主張するようになった。同時に竹島不法占拠が強化され、日本海における漁業問題が加わって、竹島問題は複雑さを増していくのである。

タイトル 地理的近接性に基づく領域権原取得の可能性

執筆者 中野徹也

概要 地理的近接性が国際法上の領域権原の取得に与える可能性について、国際裁判例から考察するもの

目次

はじめに

①国際裁判例

- a. パルマス島事件(1928年)
- b. マンキエ及びエクレオ事件(1953年)
- c. 西サハラ事件(1975年)
- d. 陸・島及び海洋境界紛争事件(1992年).
- e. エリトリア／イエメン仲裁裁定(第1段階、1998年)
- f. リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(2002年)
- g. カリブ海における海洋画定事件(2007年)
- h. ペトラ・ブランカ／プラウ・バツ・プテー、中岩、南岩棚に対する主権事件(2008年)

②考察  
おわりに

韓国の主張 —地理的特性—

獨島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。獨島から最も近い韓国の鬱陵島(獨島から87.4km)では、天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができます。こうした地理的な特性から、獨島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。こうした事実は、韓国の古文献でも確認できます。【略】

出典：韓国外交部『韓国の美しい島、獨島』P5

判例から明らかになること

紛争当事国は、隣接性や従属物など、さまざまな呼称で自国領域からの「近接性」にもとづき領域権原が確立すると主張してきた。これに対し、国際裁判所は、当事国間の合意がある場合や「衡平及び善」など国際法に基づかない決定を行うことが認められている場合には、「近接性」により領域権原の存否を決定する可能性を認めてきた。パルマス島事件は、このことをもっとも明確に示唆しているが、マンキエ及びエクレオ事件も同旨と考えられる。

近接の範囲、どの程度近接しておれば近接性が考慮されるのかという点

- ① エリトリア／イエメン仲裁裁定で、領海12海里の範囲内にある島嶼は、原則として、その領海を生み出す沿岸を領有している国に帰属するとされたように、領海内にある島などは、「領土の附合 (accession) または従物として、これと一体化された領域権原が認められる」。
- ② 領海12海里を超えたところにある島嶼であっても、1海里未満の距離にあり、かつ12海里の範囲内にある島嶼と「運命共同体」として「一体」のものともみなされてきたならば、考慮される可能性がある。
- ③ リギタン島及びシパダン島に対する主権事件では、約40海里離れている小島は、主たる島に「属する」とは考えられなかった。
- ④ カリブ海における海洋画定事件のように、隣接性を考慮しないとの立場が示されることもあり、
- ⑤ 近接性が考慮されるのは、当事国が反対の証拠や権原を証明できないときに限られる。ペトラ・ブランカ／プラウ・バツ・プテー事件で示唆されたように、領海内にある島嶼であってもそうである。

近接性自体は権原にならず、権原の推定をもたらすにすぎない。しかも、それは反駁可能な推定なのである。

竹島については

竹島は韓国の領海12海里内にはないだけでなく、最も近い韓国領である鬱陵島からも約47海里離れている。したがって、リギタン島及びシパダン島に対する主権事件で、40海里離れている島について示された判断にそくして考えると、「鬱陵島の一部」とは到底みなしえない。また、日韓が鬱陵島と竹島を「一体」のものとして扱うことに合意した事実もない。

上述したように、いくつかの条件をみれば、国際法上、地理的近接性により、領域権原が確立する可能性はある。しかし、竹島の場合は、いずれの条件にもあてはまらない。したがって、「天気の良い日に」肉眼で眺めることができるという「地理的な特性」があるとしても、そのことだけで領域権原が確立する可能性は皆無なのである。



# 「竹島問題に関する学習」推進検討部会

## 設置目的

- ・第4期竹島問題研究会の分科会として設置
- ・新学習指導要領を踏まえ、竹島問題に関する学習の推進に向けた検討を行う

### 【学習指導要領の改訂】

小中学校 平成30年3月31日告示  
高等学校 平成31年3月31日告示

## 開催状況

- 第1回 平成30年 2月27日
- 第2回 平成30年 8月 9日
- 第3回 令和 1年 7月25日
- 第4回 令和 1年10月 8日
- 第5回 令和 1年12月19日

## 部会委員

部会長 ◎佐々木茂（第4期島根県竹島問題研究会副座長）

委員 ◎伊藤由実子（島根県教育センター指導主事）

大野稔（島根県立松江ろう学校教諭）

片山峻（松江市立松江第四中学校教諭）

小林大樹（島根県立島根中央高等学校教諭）

佐々木隆文（島根県立宍道高等学校教諭）

◎曾田和彦（大田市立志学中学校校長）

山田忠幸（島根県立松江北高等学校教諭）

◎吉田貴弘（隠岐教育事務所所長）

任期H29. 11. 1～R2. 3. 31

富山隆志（松江市立雑賀小学校教諭）

任期H29. 11. 1～H30. 8. 9

植田道（松江市立出雲郷小学校主幹教諭）

任期R1. 7. 25～R2. 3. 31

注) ◎印は第4期島根県竹島問題研究会委員  
所属は任期満了時点を掲載

## ○小・中・高・特別支援学校の学習指導案を作成

背景：新学習指導要領において、「竹島が我が国固有の領土であること」が初めて明記され、学校教育で「竹島問題」を含む領土教育の充実が示された。  
新学習指導要領は、R2年4月から小学校（特別支援学校小学部）、R3年4月から中学校（同中学部）、高等学校（同高等部）はR4年4月の入学生から学年進行で実施される。  
公的機関による解説書やガイドブック等の作成が急務であり、期待されている。

【小学校】 社会科「5年生」「6年生」の2事例

【中学校】 社会科「地理的分野」「歴史的分野」「公民的分野」の3事例

【高等学校】 地理歴史科「歴史総合」「地理総合」、公民科「公共」の3事例

【特別支援学校】 社会科・ホームルーム活動「基礎編」「応用編」の2事例

学習指導案とは、各学年の発達段階に応じた授業づくりの考え方を示したもの

## ○「領土教育」実施にあたって配慮すべきこと

- ①教科・科目の「目標」を確実に把握し、「生きる力」を育成するための学力の3点を「領土学習」にも位置づける。
- ②「主体的・対話的で深い学び」の視点から領土学習の授業改善に取り組み、領土教育の工夫に努める。
- ③小中高一貫の領土教育のあり方に配慮し、異なる学校種等との連携や分野・科目・学年等で工夫して、重複を可能な限り避ける。
- ④地域や学校・学級の現況を把握し、領土教育に充実に資する。
- ⑤領土教育に関係する専門用語を正確に捉え使用するように配慮する。
- ⑥竹島問題は日本の主権が侵害されていることが問題であり、経済的価値や水産資源等に焦点を絞りこんで議論することは避けたい。
- ⑦児童・生徒が「嫌韓意識」や「反韓意識」を抱くなど感情論に陥らないよう注意喚起が指摘されている。

# 学習指導案の概要

## 小学校 社会科の事例

- ・竹島に関する必要な知識や考えるべき内容を踏まえつつ、各授業での学習課題を追求していく中に、竹島に関する学習がどのように位置づけられるかを意識した。
- ・小学校での学習が竹島に関する最初の学習となるとともに、中学校社会科地理的分野、公民的分野へつながっていくことを意識した展開とした。



### ▶第5学年「社会科」

我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解する。国土の特色を考える際、領土をめぐる問題について知り、竹島をはじめとする国境離島の大切さについて考えさせる。

### ▶第6学年「社会科」

我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国について、日本の文化や習慣との違いを理解し、異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解する。自他の状況について正しく理解し、平和的・友好的な関係を築くためにはどのようなことが必要かを考えさせる。

## 中学校 社会科の事例

- ・領土問題は、国家の主権が侵害されている重大な問題であると同時に、国民の基本的な人権が侵害されている人権の問題という側面をもち合わせている。
- ・領土問題を自らの課題として受け止め、平和的な解決に向け時には関係国との対話にも粘り強く取り組む等、関係国との真の友好関係の構築に資する力を付けることを目指したい。

### ▶社会科「歴史的分野」

近世・近代の歴史の中で竹島がどのような経緯をたどってきたのかを理解し、竹島問題を解決しようとする意欲を高める。

《参考》領土の画定に関する資料



### ▶社会科「地理的分野」

我が国の海洋国家としての特色や領域に関する問題を理解し、領域に関する問題への関心を高める。

《参考》「領域に関する学習」ワークシート

### ▶社会科「公民的分野」

竹島問題を通して国家主権の本質を考え理解を深める。

## 高等学校 地理歴史科・公民科の事例

- ・新学習指導要領の科目構成に対応。
- ▶地理歴史科「歴史総合」（新設必修科目）
  - ・領土に関する歴史的な学習を行う最終段階であり、主権者として将来においても引き続き直面することが予想される課題に対して向き合うことができる資質・能力を育成したい。
  - ・学習指導要領の狙いを踏まえること、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習を改善すること、中学校までの学習との系統性に留意した。

《参考》ワークシート「近代化と私たち」

### ▶地理歴史科「地理総合」（新設必修科目）

- ・海洋国家の抱える課題の一つの例として竹島を取り上げ、小中学校で獲得した知識を使って、海洋国家の特色を理解し、より大きな概念の獲得に向かわせることを意識した。
- ・海洋国家に住む国民として、海洋のことや領土問題に興味を持ち、その保全や解決に向けて主体的に考えることができるようにしたい。

### ▶公民科「公共」（新設必修科目）

- ・現代社会や政治経済の授業2時間で取り上げ、生徒達が主体的に近隣国々との持続可能な関係性を構築しつつ課題を解決していくため、政策選択学習を用いた対話的な学習を提案。

《参考》「竹島問題」について学ぼう 資料・ワークシート①②



## 特別支援学校高等部 社会科・ホームルー活動の事例

- ・特別支援学校高等部（知的障がいのある生徒）において、生徒の実態や発達段階に応じた指導ができるよう、基礎編と応用編を作成した。
  - ▶知的障がいがなく、かつ視覚や聴覚に障がいのない生徒の場合
    - 生徒の実態に応じた必要な支援を行いながら高等学校の指導案を用いて学習する
  - ▶知的障がいがなく、視覚や聴覚に障がいのある生徒の場合
    - 点字や手話など必要な支援を行いながら高等学校の指導案を用いて学習する
  - ・社会科やホームルームの時間において、担任が指導することを前提とした。
  - ・実施時期は、2月22日（竹島の日）前後など、興味・関心を喚起しやすい時期が望ましい。
- 《参考》竹島クイズ「みんなで竹島のことを考えよう」、「竹島について知ろう」ワークシート



# 竹島問題を考える講座

竹島問題の研究成果を県民に広く紹介し、竹島問題に関する理解を深めていただくことを目的に、「竹島問題を考える講座」を開催しています。  
竹島問題などの調査研究を行う県内外の研究者等を講師に招き、一般の方を対象に開催する講演会です。

平成29年度	
【第1回】 隠岐会場 7月9日(日) 下條 正男 氏	「 <b>地域資源としての竹島問題の活用</b> 」 地元隠岐の島の方が知っておくべき最近の竹島に関する研究を紹介するとともに、地域振興のツールとして「竹島」の活用について考える。
【第2回】 8月20日(日) 藤井 賢二 氏	「 <b>韓国の主張を考える</b> 」 竹島不法占拠がはじまった以降、韓国政府が、どのような「根拠」を作り出していったかを整理しながら、現在の韓国の主張について考える。
【第3回】 9月24日(日) 高井 晋 氏	「 <b>竹島問題の平和的解決に向けて</b> 」 主権と領土の関係、平和的に解決した領土紛争の事例を紹介し、日本の抱える島嶼領土の問題、とりわけ竹島問題の平和的解決について考える。
【第4回】 11月19日(日) 田村 康雄 氏	「 <b>竹島に関する教育の現状</b> 」 小中学校の次期学習指導要領に竹島に関する記述が取り上げられたことを踏まえ、学校教育における領土に関する教育の現状について考える。

令和元年度	
【第1回】 6月15日(土) 藤井 賢二 氏	<b>イギリスと竹島問題</b> ロンドンにある英国国立公文書館や大英図書館に残る資料をもとに、イギリスと竹島問題との様々な関わりについて考える。
【第2回】 隠岐会場 7月6日(土) 船杉 力修 氏	<b>明治後期における竹島のアシカ漁業 — 明治38(1905)年竹島島根県編入前を中心として —</b> 竹島が所在する隠岐の島町において、竹島のアシカ漁業から竹島の島根県編入と隠岐の関わりについて、最近のトピックスを交えて考える。
【第3回】 9月15日(月) 下條 正男 氏	<b>昨今の日韓関係悪化の要因としての竹島問題</b> 日韓両国が抱える問題の背景にある韓国の歴史認識問題を踏まえ、昨今の日韓関係をよみ解きながら竹島問題について考える。
【第4回】 西部会場 11月10日(月) 大坂 慎也 氏	<b>竹島に関する教育の現状</b> 島根県が進める竹島学習の取り組みなどを交え、学校教育における竹島学習の現状について考える。

平成30年度	
【第1回】 6月9日(土) 常角 敏 氏	<b>竹島学習 この10年～教育のこれまでとこれから～</b> この10年の竹島学習を教材の開発や授業研究、教員や生徒の研修、作文コンクール等で振り返り、その成果と課題について考える。
【第2回】 隠岐会場 7月14日(土) 佐々木 茂 氏	「 <b>竹島問題</b> 」から考える～ <b>最近の研究動向と「意識調査」の現状</b> ～ 竹島問題研究会や国レベルでの取り組みを踏まえ、竹島問題に関する研究の現状と県民意識の変化について考える。
【第3回】 西部会場 7月28日(土) 下條 正男 氏	「 <b>竹島問題の理解のために— 竹島問題と韓国の歴史認識問題 —</b> 」 竹島問題をめぐる経緯を振り返り、北方領土や尖閣諸島などの関連にも触れながら、韓国の歴史認識問題に関する課題について考える。
【第4回】 9月22日(土) 中野 徹也 氏	「 <b>国際司法裁判所による竹島問題の解決</b> 」 日本政府が韓国政府に3回提案してきた国際司法裁判に関する疑問点を国際法の観点から分析し、国際司法裁判の利点と難点について考える。
【第5回】 1月14日(月) 下條 正男 氏	「 <b>竹島問題と韓国の歴史認識問題 — 韓国の竹島教育の現状とその問題点 —</b> 」 竹島問題をめぐる韓国の教育の現状とその問題点について考える。

令和2年度	
【第1回】 8月23日(土) 永島 広紀 氏	<b>竹島問題の前提としての「鬱陵島」</b> 江戸時代に幕府の許可を受けて日本人が渡海し経済活動を行うなど古くから竹島と密接に関係する鬱陵島について考える。
【第2回】 隠岐会場 9月19日(土) 升田 優 氏	「 <b>竹島の日を定める条約</b> 」制定の軌跡 県議会の動きを中心に、竹島問題にまつわる戦後の記録を検証し、竹島の日を定める条約が制定されるまでの軌跡について振り返る。
【第3回】 西部会場 10月25日(日) 下條 正男 氏	<b>竹島問題と日本の対韓政策の課題</b> 昨今の日韓情勢を踏まえ、竹島問題をはじめとする日本の対韓政策の現状とその課題について考える。

近年では、松江だけでなく、隠岐地区、浜田や益田等の西部地区でも講座を開催し、広がりを見せています。



松江会場

▲島根県竹島資料室 研修室



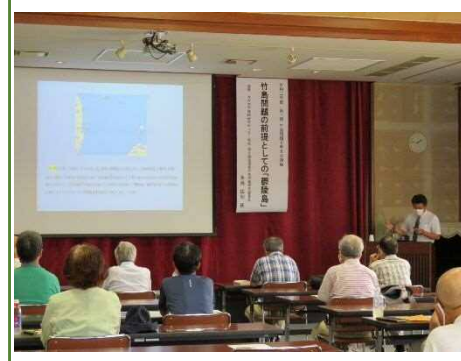
西部会場

▲浜田ワシントンホテルプラザ



隠岐会場

▲隠岐島文化会館▼



▲島根県職員会館 多目的ホール



▲大田市民会館



# 啓発ブックレットの発行

韓国の不法占拠が続く竹島の領土権確立に向け、多くの人たちに竹島について知ってもらおうと、冊子シリーズの発行を企画。  
竹島をめぐるさまざまな問題点について、できるだけ分かりやすく説明し、誰でもさらりと読める書籍を目指しました。

◎ハーベスト出版より販売、全国の書店にて購入可能。

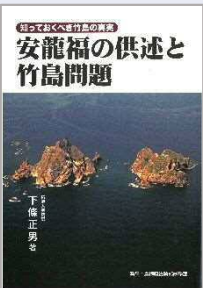
## ブックレット

### 第四期島根県竹島問題研究会発行

	<p>知っておくべき竹島の真実2 『韓国の竹島教育の現状とその問題点』 下條正男（著）2018年11月21日</p> <p>竹島問題の入門編として最適なブックレット「知っておくべき竹島の真実シリーズ」の第2弾となる本書では、韓国側の独島教育で自国領の根拠とする史料を、あらためて検証します。</p> <p>主な内容 序論／『三国史記』と『東国文献備考』／『東国文献備考』（「輿地考」）と申景濬の『疆界誌』／『世界実録』『地理志』と『八道総図』の宇山島／林子平の『三国通覽輿地路程全図』と長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』／太政官指令と「竹島外一島」／「勅令第四十一号」の石島について</p>
	<p>知っておくべき竹島の真実3 『竹島問題と国際法』 中野徹也（著）2019年2月22日</p> <p>日韓両国が領有権をめぐって相反する主張をする竹島。日本が固有の領土である根拠としてあげている「国際法」において、竹島問題はどのようなかわりをもっているのか、イギリスとフランスの類似例の検証により、紐解いていきます。</p> <p>主な内容 国際法と国家領域／領域の帰属に関する国際法の規則／国際裁判で提示された領域紛争の解決基準—マンキエ・エクレオ事件をめぐって／日本の実行の検討</p>
	<p>知っておくべき竹島の真実4 『日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと』 下條正男（著）2020年3月31日</p> <p>韓国の中学生から島根県の中学生に届いた手紙をもとに、韓国の独島教育の論拠を、日韓の中学生と一緒に考えることができる一冊です。</p> <p>主な内容 日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと／韓国の中学生達が独島を独島を韓国領としている十の証拠</p>

## 既刊ブックレット

### 島根県総務部総務課発行

	<p>知っておくべき竹島の真実1 『安龍福の供述と竹島問題』 下條正男（著）2017年2月22日</p> <p>島根県隠岐の島の北西約160Kmに浮かぶ絶海の孤島・竹島。日本と韓国はその領有権を巡り、さまざま主張を繰り返し、両国の関係に影響を及ぼしています。 この竹島問題の一因に竹島を巡る両国の歴史認識の違いがあります。 本書では、その端緒ともいえる江戸時代の安龍福という人物の供述を検証することで、本当の歴史認識を考えます。</p> <p>主な内容 江戸時代の鬱陵島渡海／鬱陵島渡海と朝鮮漁民との遭遇／対馬藩と送還後の安龍福の証言／安龍福の密航事件／安龍福の証言／考えてみよう竹島問題</p>
---	--